

Title	再び蝦夷について
Sub Title	Second study on the culture and racial identity of the Yezos
Author	清水, 潤三(Shimizu, Junzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1956
Jtitle	史学 Vol.29, No.3 (1956. 12) ,p.83(311)- 108(336)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19561200-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

再び蝦夷について

清水潤三

緒言

一、文化の問題

二、考古學上の諸問題

三、エミシとエゾ

四、蝦夷の身體的特徴について

結語

緒言

本誌二十五卷三號に載せた「蝦夷の文化とその種族」を脱稿してから早くも五年の歳月が流れた。その間多くの學者によつて活潑な論議がなされ、研究の進展が著しかったことは慶賀に堪えない。筆者のエミシをもつてアイヌの祖先とみなし、かつ龜ヶ岡式土器を残した石器時代に比定する所論に對しても、種々な角度から検討が加えられ、啓發される所の多かつたことを感謝している。しかし筆者が最も意を注ぎ、いささか新しい寄與をなし得たかと、ひそかに自負している二三の點に關しては、不幸にして論評を加える學者が殆んどなく、その上に立つた新分野の探究が進められずして、舊態依然たる所論が行われているのは遺憾にたえない。こゝに筆をとる機を得たので、五年の間に筆者の所説

に加えられた反論を検討し、併せて筆者には最も重要と思われる點を重ねて明らかにし、諸賢の忌憚なき批判を仰ぎたいと思う。

一、文化の問題

筆者は前稿に於いて文献に基く研究の成果と考古學の研究結果とを比較検討する上に、二つの學問の根本的相違に基く混亂を防止するため、文化の問題を抽出してとり上げた。考古學の示す處は文化の物質的な面以外に多くを求めがたいからである。そのため先ず文献に現われたエミシの文化の復原を試みたのであつた。その中で最も重要と思われるエミシの生業について云えば、結果は既に明らかにしたように、狩漁を主とする生活を營んでいたと認むべき資料と、農耕民と認むべき資料とが錯雜し、一見いずれかに決することが困難であるかに見えるけれども、些細に檢すればエミシは本來狩獵民であり、日本人と接觸したり、強く影響を受けた部分において、農耕民と化したものがあつたにせよ、それをもつて彼等が本來農を専らにしたとは見なし難い點を立證したつもりである。ところがその後においても、エミシを狩獵民とすることに反對する人々も少なくないのであり、考古學の側からする反論は暫く措くとしても、氏家和典氏の如きは全く同じ文献を利用しながら正反對の結論を導かれている。これはまことに奇妙な話で、ここにその理由を改めて慎重に検討すべき必要を認めるのである。

氏家氏の論文は「文化」十九卷五號に發表され、副題に「奈良平安朝期における」と斷つてあるが、エミシが本來狩獵民であつたことを肯定する表現はどこにも見當らないから、徹底的にエミシを農耕民と考へていることは明らかであ

る。即ち氏は先ずエミシの抵抗が次第に増大した経緯を年代を追つて縷述された上、日本紀略延暦廿一年八月丁酉條に「斬夷大墓公阿互利為。盤具公母禮等。此二虜者。並奧地之賊首也。斬二虜時。將軍等申云。此度任願返入。招其賊類。而公卿執論云。野性獸心。反復無定。儻緣朝威獲此梟師。縱依申請。放還奧地。所謂養虎遺患也。即捉兩虜。斬於河内國杜山。」とあるを引き、このように頑強な抵抗が可能であり、且つ大和朝廷側において「放還奧地、所謂養虎遺患也」として賊長大墓公阿互利為、盤具公母禮の二人を斬殺するに至らしめたのは、「これらの土豪的人物を中心にした組織ある社會の存在が窺われるであろう」と述べ、次に節を改めてかように強力な抵抗の背景には進歩した農耕社會の存在すべきことを主張された。即ち

1. 續紀天平九年四月戊午條に見えた雄勝村のエミシの投降が平穩であること。

2. 延暦六年正月廿一日官符に見えるように一般良民が略されて俘奴婢として賣買されることがあり得たこと。

3. 田夷、俘囚に公民と異らぬもののあること。

などをもつて、蝦夷全體の姿が、實は「野心難馴」とか「追則鳥散。捨則蟻結」とか、そのほか野蠻人的な表現をもつてされるようなものでなかつた證據であるとなし、エミシの生業の實體に觸れた史料は延暦十七年四月十六日の官符(三代格)以外にないといひ、その中に「狩漁為業。不知養蠶。」とあり「農耕を知らず」とは述べていないから、養蠶をしなかつただけで農耕を營まなかつたわけではないと斷じ、第二にこれらの表現全體が誇張的慣用句から成りたつて居り、狩漁を行つたとしても農耕の全面的否定を意味するものではないと結論された。(前掲論文五六―五七頁)

次いで俘囚の記事中に

1. 類聚國史延暦十一年十一月廿八日條に「永免出羽國平鹿。最上。置賜三郡狄田租。」とあり、
2. 類聚國史弘仁七年十月辛丑條に「勅。延暦廿年格云。荒服之徒未練風俗。狎順之間不收田租。其徵收限待後詔者。今夷俘等。歸化年久。漸染薰風。宜授口分田。經六年已上者從收田租。」とあること。

3. 類聚國史弘仁十三年九月癸丑條に。「常陸國言。俘囚吉彌候部小槻麻呂云。己等自朝化。經廿箇年。漸染皇風。兼得活計。伏望為編戶民。永從課役者。勅。夫仰化之狀。信有可慙。宜聽附公戸莫科課役。」

とあることから推して、彼等は既に田租を納めており、單に課役調庸が重荷であつたにすぎない。先の延暦十七年四月十六日の官符に調庸が見えて租の見えないのもそのためであるとしている。即ち彼等は租を納めるのに苦勞しないほど農耕に習熟していたのであり、たゞ調庸の負擔が重きにすぎるので、その實施が後廻しにされたにすぎないのであると強調して居られる。また諸國の俘囚料についても「勞働力獲得の必要性からの部民的存在とすること、或は又軍事や防衛組織に編入して使役する場合が口分田を支給する場合のほかに存したと想像され、俘囚料を與えられるということが直ちに農耕文化からの遊離とか、狩獵的存在とか速斷出來ないのである」と注意された。

氏は更に言葉を次ぎ、田夷に關する七例の記事を擧げて彼等が本來農民であつたことを重ねて強調し、内地における俘囚が農耕に習熟した例として天長五年閏三月乙未條(註2)(類聚國史)、全十年二月丁丑條(註3)(全上)の二例を擧げ、次いで弘仁七年十月辛丑條(全上) (前出)を採り上げて口分田を與えられたことを指摘し、俘囚が九六四束という多量の稻束を輸したという天長五年閏三月乙未の記載から見て、「夷、俘囚と呼ばれて恩惠をうけていた彼等の中には、政府の氣のつかない間に、まさに土豪的存在に成長するものがあつたのである。この原因を筆者は、蝦夷が農耕生活を營む邊民

であつたのに、實情に暗い中央官人が、未開に近い民として取扱つた結果であると考えるのである」(論文六〇―六一頁)と結ばれている。

右の氏家氏の論旨は首尾一貫し、その所説に傾聴すべき點が多いけれども、筆者にはなお首肯しがたきものがある。氏が拙稿と全じ資料を用いながら全く異つた結果に終つてゐるのは何故であろうか。

まずエミシの社會組織、公民に類した者の存在については、便宜上後述することとし、農耕の問題を検すると、第一に最も重要な文献である延暦十七年四月十六日の官符(類聚三代格)の解釋が擧げられる。煩をいとわず、次にその全文を載せる。

應免俘囚調庸事

右得大宰府解稱。所管諸國解稱。件俘囚等恒存舊俗。未改野心。狩漁為業。不知養蠶。加以居住不定。俘遊如雲。至微調庸。逃散山野。未進之累。職此之由。望請。免徵正身。至于蕃息。始懲課役。然則俘囚漸習花俗。國司永絕後煩者。府加覆檢。所陳有理。謹請官裁者。大納言從三位神王宣。奉勅。依請者。諸國准此。

氏家氏は「養蠶を知らず」と云つて「農耕を知らず」と記されていないから、農業を知つていたが養蠶を行わなかつた、と云われるが、しからば「狩漁をもつて業となす」とは何を意味してゐるのであるか。農耕をもつて業となさないから特に「狩漁をもつて業となす」と斷つたことは明白の事實で氏の如き解釋はこれを曲解と評する外はない。

「野心難馴」とか「王化不染」とかいう言葉も農を本とし、田租をもつて王民の第一の責務とされた律令治下においてこれが農業を行わず、王民としての責任を果していないことを示すことは多言を要しない。齊明紀五年七月條に伊吉連

博徳の書を引いて「天子問曰。其國有五穀。使人謹答。無之。食肉存活。」と記し、全四年四月條に「罽田蝦夷恩荷進而誓曰。不為官軍故持弓矢。但奴等性食肉故持。云々」とあり、性靈集に「不佃不衣逐麋鹿」と賦されているのも、古くから一貫したエミシの習俗を記したものに外ならぬ。

俘囚に關する記事についても氏の考えが誤つてゐることは、こゝで最も重要な弘仁八年九月十日の常陸國奏言を重視してゐない點から明らかである。即ち弘仁七年十月十日(註4)、全八年九月十日(註5)、全十三年九月二十六日(註6)の類聚國史に收められた記録は、氏家氏の云うように俘囚が農耕に勵み、早くから田租を納めたことを示すものではなく、却て延暦廿年の格によつて暫定的に取り定められた田租を免除すべき期限が十六年間に延長され、漸く實施の運びに至つたが、口分田を支給して六年以上の者から徵集することとした、という事實を示すものであり、「兼得活計」と稱してゐるのは農耕に習熟したことを指すと見るべく、又「勅。云々」と他に多くの例がないと認むべき書き方をしている。口分田支給後六年間も徵稅出來ない農民とはいかなる種類の者か、凡そ想像がつくというものである。俘囚に恩惠を施すとは云え限度がある筈で、莫大な俘囚料を拂つてまで、既に水稻耕作を行つていた俘囚を萬里の西域に送り、十六年間も徒食させておくとはあまりに奇怪なことではなからうか。特に班田制の荒廢しつゝある際にその俘囚料の削減こそ要望されたに相違なく、弘仁七年特に延暦廿年の格が見なおされるに至つたと見るべきである。弘仁二年三月(類聚國史)初めて俘囚の計帳を徵したのもこれと無關係ではあるまい。その十六年間俘囚に關する記事は決して中斷されてゐないから、政府が延暦廿年の格の實施を忘却してゐたわけではなく、何等かの障害が存したからに外ならない。果然七年の勅が下ると、常陸國はこの實施の困難を訴へ出た(弘仁八年九月十日類聚國史)(註7)。その理由は決して班田の不可能によるもので

はなくて、「而夷俘等雖霑厚恩。未免貧乏。伏望暫免田租。云々」と明記されている。しかも間もなく班田が強行されたと見え、弘仁十三年九月廿六日常陸の俘囚吉彌候部小槻麻呂が漸く編戸の民となされるに至つたのである。即ち「己等自歸朝化。經廿箇年。」とあるように實に二十年の長年月を要してはじめて編戸の民が生れたのである。しかも小槻麻呂一家に限り、他の俘囚に何等觸れる處がないから、これは特例中の特例として扱われたものであり、他の俘囚は未だ編戸の民たり得なかつたことを示している。弘仁二年二月八日（後紀）の勅は前稿で觸れたように「孫の代に至つたならば、何とか一般農民と化し得るだろう」と漠然たる期待をかけるにすぎなかつたことを示しているではないか。貞觀十一年十二月五日の官符（三代格）は遂に彼等を軍隊に流用せんとしたもので、早急に編戸の民とすることを斷念していた事實を示すと思われる。兵士として支拂われる俸祿が本來の俘囚料の用途でないことは他言を要しない。このような俘囚馴化の困難が遠く陸奥の化外の地で平和な耕作にいそしんでいた農民たちの單なるレジスタンスであつたと云えるであらうか。延暦十一年十一月二十八日（類國）に見えた出羽國平鹿、最上、置賜三郡の狄の田租が永く免ぜられた記事も、奥地にそのまま残された田夷ですら編戸の民として良民に伍し得なかつたことを暗示する史料と見るべきものである。かくて不幸にして氏家氏の結論は、重要な文献の見落し、乃至は誤解から導かれたものであり、氏の用いられた史料は殆んどそのまゝ逆の結論に到達すべきものであることが明らかとなつた。要するにエミシは本來農耕民ではあり得なかつたのである。

しかし乍ら氏家氏の立證されたエミシが農耕民であり、かなり進歩した社會の持ち主であつたことも、また明らかな事實である。天平二年正月二十六日（續紀）條に「陸奥國言。部下田夷村蝦夷等。永俊賊心。既從教諭。請建郡家于田

夷村。同等百姓。許之。」とあるを初めとし、編戸の民となり、優賞を加えられ、位爵を賜つた例は枚擧に違がなく、道島宿彌一家や伊治皆麻呂の如き官吏に登用された夷人の存在、俘囚の反亂に現われた諸現象はこれを證して餘りがある。それが内地に送られた俘囚の中に乏しく、殆んどが現地に止つた俘囚であつたことは一見甚だ難問と見られるが、次の弘仁二年十月十三日の勅（續後紀、類國）を見れば氷解するであろう。「勅。征夷將軍參議正四位上行大藏卿兼陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂等曰。省今月五日奏狀。斬獲稍多。歸降不少。將軍之經略。士卒之戰功。於此而知矣。其蝦夷者。依請須移配中國。唯俘囚者。思量便宜。安置當土。勉加教諭。勿致騷擾。又新獲之夷。依將軍等奏。宜早進上。但人數巨多。路次難堪。其強壯者步行。羸弱者給馬。」とあるからには反亂を起した俘囚ではなく、初めて捕虜となつた化外の夷であつた。何故馬まで與えて内地に送らねばならなかつたのか、莫大な俘囚料を計上せねばならなかつたのか、内地に移された俘囚が容易に同化せず、しかも狩獵民であつたのか、問題は一舉に解決せられるではないか。奥地に止められた俘囚は既に日本化し、農事に習熟した者で特に「王化に浴せしめる必要なきもの」であり、その故に彼等には一應自治も許されていたのであろう。奥地の權郡が設置されたのは全時に彼等の虛榮心をも満足させたに相違なく、懷柔策の現われであつたが、彼等が一應の能力を有したからでもあつたといえよう。特に注意すべきは彼等の中には捕虜とならないうちから早くも進んで農耕を習い、日本化に努めた進歩分子も存在していたに相違ない事で、これは進歩した文化に接した未開人の反應として多くの例を擧げることが出来るが、これらの進歩分子は俘囚の中の一部の者と共に奥地において新しい社會を造りつゝあつたのである。筆者はその漸く顯著となるに至つた時期を寶龜、延暦の頃と推定した。（舊稿一〇五、一一九頁）かような事實は何も筆者がこゝに事新らしく述べるまでもなく、舊稿の中において特に

力説しておいた處である。

右の見解を採らざる限り、エミシの問題はいつ迄も紛糾するであろう。奈良朝から平安朝へ、そして諏訪大明神繪詞から江戸時代の北海道のエゾに至るまで、場所は變轉したけれども、蝦夷の中に熟蕃と生蕃が常に並存していた事實は右の推定を裏づけるものである。筆者はエミシを考察する上にこの關係を無視して正しい結論に達し得ないことを強調しておいた筈である。氏家氏を初めとして誰一人筆者のこの見解を批判することなく、筆者の所説がエミシを以て狩獵民となし、一貫して農耕民でないことと斷じた如くに扱っているのは奇怪千萬である。筆者は俘囚の文化がエミシ本來の姿ではなく、エミシ本來の姿は狩獵民であり、いつの時代にあつても、一部の日本化した彼等の背後に、この種の「生蕃」が残存していたに相違ないと考えたにすぎぬ。かく解せざる限り、江戸時代までアイヌの生活が未開のまま續けられた事實を説明することは出来ないと思ふ。エミシとアイヌの關係がたとえどうであろうとも、エゾとアイヌは全じものであり、エゾと日本人の接觸は平安朝末に初まることは確實であるから、六百年以上も續いた永い接觸である。しかも北海道奥地のアイヌは殆んど日本人と全化しなかつた。要するに氏家氏によつて代表される見解は歴史の時的經過を無視し、文化の空間的な變貌に目を蔽い、文化の接觸に伴う複雑な様相を輕視したものと云わざるを得ないのである。

二、考古學上の問題

考古學から見たエミシの人種問題は、一般にアイヌ説に不利であるように思われている。

筆者は一般とはやゝ異つた觀點から、これまで説かれたような見方に疑義があることを既に舊稿の中において明らかにしておいたのであるが、紙數の關係もあつて、詳細を盡すことが出來ず、そのため讀者をして十分納得せしめるに至らなかつたようである。勿論極めて廣汎に亙る重大な問題を含んで居り、今回もその一端を記すに止めざるを得ないが、一應筆者の考えをやや詳細に述べておきたい。

舊稿においては東北地方の北半部に彌生文化の發展が見られず、文献に現われたエミシの残した遺蹟、遺物に比定し得べきものは縄文文化最末期の龜ヶ岡式土器と土師器しか見當らない。しかも文献に現われたエミシが本來狩獵民と認められる以上、土師器使用者にあてることが困難であり、龜ヶ岡式土器の使用者と見做すべきであることを論じておいたのであるが、その後多くの反對説が出た今日なお自説を變改するに至らない。それらの反對説を検討すると

(1) 縄文文化の終末は西日本と東日本で土器型式で二型式乃至三型式の差があるのみで、東日本でも西紀前に縄文文化は終りを告げていた筈だという一般の通説。

(2) 伊東信雄氏の研究によると、東北地方の彌生文化遺蹟は意外に多く、百個所を越え、北半部においても青森縣二ヶ所、秋田縣四ヶ所、岩手縣九ヶ所、山形縣二ヶ所に上ると云う。すなわち東北地方も他の地方と同様に縄文(註9)彌生土師の各文化階梯を経過したのであつて、特に文化の發達が遅れたわけではない。

(3) 宮城縣にも中期の古墳が少からず見られ、岩手縣膽澤郡南都田村の角塚は埴輪圓筒を伴う前方後圓墳である。岩手縣北上市周邊にも古墳群があり、秋田縣錦木村にも古墳群が存在する。それらは古墳文化が既に夷地と稱せられた地方に早くから浸透していたことを示すものであり、従つてエミシの文化も大和朝廷側の文化と大差あるもので

はない。それから推すとエミシも日本人と見るべきであり、決して石器時代に低迷していたものではないと云うべきである。^(註10)

(4) 古墳時代の遺物たる勾玉や石製模造品が岩手、秋田、青森縣下からも數例發見されて居り、古墳文化が豫想以上に奥地にまで及んでいることは前項の考察を裏づけるものである。^(註11)

(5) 土師器にも二種類あつて、岩手縣一方井、爾薩體などからは長胴甕、丸底杯を主體とする後期古墳に伴う類と全一型式のものが出て居り、一方奈良平安時代のものと思ふべき一群があつて、青森縣野邊地、全西津輕郡森田など遙かに北方にまで分布し、且つ糸切底の杯や祝部土器を混じている。これを以て見ても古墳時代の文化があまり變形されず、恐らくは西南日本と大差なき時代に東北地方に及んでいたことを知り得る。^(註12)

右の五項に要約し得るかと思う。しかし、筆者にとつて、これら遺蹟遺物の存在は一應檢討の餘地は十分あるけれども、次に論ずる所から見れば、必ずしも論者の説く通りに結論されるものとは思われない。何故ならば、先ずその年代觀が必ずしも正鴻を得ているか否か、甚だ心もとないものであることに注意しよう。東北地方の繩文、彌生、古墳(土師)各時代の遺蹟、遺物において、それ自體實年代を徵すべきものは殆んど皆無と稱してよい。全國を通觀しても、彌生文化のある時期が貨泉を伴出して西歴紀元後ほど遠からざる時代であること、中期古墳が五世紀に比定されること、後期古墳の終末が大化改新にあることの三點が主な據り所とされるにすぎない。すなわち考古學上はそのような漠とした年代を推し得るに止まり、個々の遺蹟遺物についてこれ以上精密な年代を決定することは今日なお困難である。いうまでもなく考古學者は學の性質上先ず文化階梯乃至は相對年代を定め、前記の貨泉のような實年代を示す遺物をとらえ

百年單位、或いは石器時代においては五百年とか千年とかの大巾の尺度をもつて年代を推定しているに過ぎない。しかも全一乃至は相似た遺物をもつて全時代と見做す相對年代に對して、絕對年代をあてはめたものである以上、全一乃至は相似た遺物には全部に對して全じ絕對年代が與えられている。このように粗い目盛りで算えた年代に、史學の曆を基準とする精緻な年代と等しい價值を與えて比較することが本來無理というものではなからうか。タスマニヤ土人の舊石器様石器が文化階梯としては明らかに洪積世の舊石器時代にあるべきものである例證を引けば、いささか大袈裟の感があるが、筆者はその根底を重視すべきものと信ずる。しかも相對年代に絕對年代を附與する場合、地方差というものは甚だしく輕視され、時には無視されている。常に「遺物―多くは土器―の特徴が全じである」から「同年代だ」とか、「時代が降るとしても大差ないであらう」と簡單に片づけられているが、そこには確たる證左は存在しないと斷じ得る。加えて「特別な場合」は全く考慮の外におかれている。特殊ケースを一々採り上げていたならば考古學の主目的である文化の變遷、發達の過程を明らかにする上に、徒らに繁雜を加えることとなるから、一應それを無視して進むことに異議はないが、エミシの研究の如き、史學の誤りを正すことになるような場合には、例えば角塚古墳の埴輪圓筒が果して特殊な例外であるか否かというように、個々の遺蹟遺物をいかに理解するかによつて結論は大きく左右される。何等かの理由によつてパイオニア的な日本人の奥地進出が見られ、しかもその遺蹟が偶然發見される場合も起り得るのであるから、特殊現象と普遍的現象とを明確に區別して認識する必要がある。こゝにおいて遺蹟遺物の量の問題、乃至は普遍的か否かの問題が提起されるに至るのである。不幸にして東北北半部における彌生文化、古墳文化の遺蹟遺物が兩つながらそれ／＼の時代において、普遍的なものであつたとは信じがたい。

更に多くの考古學者は妙に異種の文化の同時併存を疑うようである。一例を挙げれば、ある年代の間は加曾利E式乃至はこれと近い特徴を持つ土器が日本全國に行われ、他の型式の土器は存在しなかつたものと断定しているように思われる。「加曾利E式土器並行の土器」という語の意味が相對年代の全時性を示すものであるにも拘らず、そのまま絕對年代の全時性を示すものとしてすり換えられているように思われるのは單に筆者の誤解にすぎぬのであろうか。二つの地方で全一の順序を逐つて土器の型式が變遷した、という事實は、それだけでは絕對年代と直接何等の關係も持つことは出来ない。例えば中部地方で大洞A式系統の土器の上層に遠賀川式系統の土器が出土する、という層位的事實は、その附近における編年を成立せしめるかと思ふが、それだからと云つて、遠く青森縣下の大洞式A系統の土器が世紀前の遺物でなければならぬという確證はない。若しそれらが奈良朝の直前まで存続したとする假説を右の中部地方に於ける層位的事實から否定せんとするのは論理の飛躍であらう。右の假説は龜ヶ岡式土器の存続期間をあまりにも長く認めねばならぬ疑點があり、筆者も全じ感を懷くけれども、それは主觀的に長すぎはせぬかと疑われるだけであつて、それを否定する論據とはなし得ないものである。また長年月に互れば自ずと遺物に變化が現われ、土器の型式が異なる筈だといふ見方がある。先に挙げたように「土器の型式が一、三型式遅れるだけだからその差は短い期間にすぎぬ」といふ見解がこれである。しかし土器型式が變化するに要する時間は一定である筈がなく、また例え變化していても、その變化がわれわれが必ず看取し得ると思ふのも早計にすぎると思ふ。それ故筆者はエミシが後代まで龜ヶ岡式土器を使用していたことを想定不可能なこととは思わない。特に場所が遠く離れていれば尙更可能性が増して來る筈である。また繩文文化人と土師器使用者が並び存していても、少しも差支えないと信ずるから、一方では龜ヶ岡式土器を使用し、狩漁をも

つて業とするエミシが存在すると全時に、他方では農耕民となり、恐らく土師器を使用したエミシも存在していたであろうと推定するのである。

このように、もし二つの異つた文化が全時に並存していた場合にはその間に交流が行われ、容易にその事實を看破し得る筈であるのに、考古學的にそのような事實が知られていないことを疑う人もあるかと思う。なるほど千島の石器時代遺蹟からはオランダ皿やキセルが出土して、これらがロシア人の南下した當時まで年代の下降する遺蹟であることが明らかにされるような場合があることは事實であろう。しかし、これとても必ずいかなる場合にも期待し得ることは斷じ得ない。両者が全く没交渉に過ぎることがあつてもよいし、舊稿に指摘したような交換物資の質によつても事情は變つてくるであろう。

古墳文化以降になると階級の發生が見られて、問題は更に複雑となる。すなわち階級の上下によつて生活用具が異なる場合が想定され得るからである。筆者は全じ土師器のうちでも、豪族貴族と一般農民の間には相違があつたのではないかと疑うものである。^(註13)この場合同型式の土器でも一般に普及したのは年代が下降してからである場合と、單に土器の精粗に限らず形態や製法に差があつて、異型式の土器と見られるものが、實は絶對年代においては全時である場合が想定されてくる。この推論が正しいか否か、今日直ちに何れかに決することが可能とは思われない。

最後に一言すべきはエミシとの戰鬥經過を辿ると、前線より遙か後方の多賀城が占領されたり、秋田城が長年に亘つて放棄された事實が見られる。朝廷の全力を擧げた征夷、經營の時代に於いて然り、況や更に遠い昔においては折角輿地に進出した日本人が逆にエミシの爲に征服されたり、撃退された場合が少なくなかつたに違いない。その場合さきに

「特殊ケース」として觸れたようにその土地の文化が必ずしも順序よく變遷していかないかもしれぬ。奥地に點在する彌生文化や古墳文化の遺蹟遺物の中には、このような場合も含まれていないとは斷じ得ないであろう。阿倍比羅夫の遠征に現われた渡島やシリベシはやはりこの種の一例と解し得るのではあるまいか。歴史現象にはかような複雑性が隠されている點を注意しなければならぬと信ずる。

しかも例え上記の諸點を解決し得たとしても、なお考古學が物質文化を基礎とする以上、人種論に深入り出来ないことは往年の坪井正五郎氏の唱えたコロポックル説の經緯を見ても明らかである。たとえエミシが土師器を用い、古墳を築いたとしても、それが日本人でなければならぬ理由は少しもないであろう。

右に述べた所を要約すれば

- (1) 考古學上の絶對年代が不確實なこと。
- (2) 地方差に基く年代差を確認し得ないこと。
- (3) 二つ以上の文化の併存を想定し得ること。
- (4) 階級による遺物の相違が確認されていないこと。
- (5) 歴史現象の複雑性、即ち特殊現象を無視し得ないこと。
- (6) 考古學から人種の異同を決定することは困難であること。

となるが、これらの疑問に對して現在の考古學がいずれも絶對の精度をもつて答へ得るであろうか。筆者は考古學に携わる學徒の一人として、希くば考古學をもつてエミシの問題を解決したいと念ずる者であるが、遂に今日の状態にお

いては自ずと限界があつて、文献の示す處を打破するに至らない事實を嘆ぜざるを得ないのである。

三、エミシとエツ

古代においてエミシと呼ばれたものと、平安朝末乃至鎌倉時代以降エゾと呼ばれたものが全一の種族を指した稱呼であり、アイヌとエゾとエミシと遡り得て、その間に斷層が認められないと云う所説は金田一京助氏の主張された處で、喜田貞吉氏もこの點を縦横に論ぜられたことは衆知の通りである。筆者も舊稿の中において若干の考察を試み、大山梓氏もこれに關して詳論されて居るから、^(註15) ほぼ検討しつくされた問題であると思われるが、最近田名網宏氏がこれに疑問を挾まれ、エミシとエゾの間には脉絡がなく、エミシは古來奥羽の地に住した日本人と同族で單なる邊境の民であり、エゾと呼ばれたものこそ後のアイヌであると論ぜられた。^(註16) この所説は必ずしも古いものではなく、金田一氏が兩者の脉絡を辿り得ることを力説されたのもそのためであつたが、今日再び脚光を浴びるに至つたのは、嘗て内地からアイヌと認むべき骨格が出土していなかつたので、單純に蝦夷否アイヌ説が一部の人々の間に信奉されていた處、戦後鈴木尙氏の研究によつて青森縣八戸市周邊や下北半島から現實にアイヌ人骨が発見され、しかも幸か不幸か、それらの人骨は伴出物から中世の遺骨と判斷されたため、鈴木氏はこれらの人骨を以て、中世になつてから津輕海峽を越えて南下したアイヌの骨格と考え、下北、津輕兩半島に江戸末期まで殘存したアイヌも中世に來住した者の子孫であり、古代のエミシとは別個のものとする新らしい見解を公にされた。^(註17) この新説の影響によるものであることが明らかである。田名網氏はこの立場を文献上からも立證しようとされたわけである。

さて氏は「エゾ」の名の初見は久安六年の御百首に見えた尾張守親隆朝臣の「えぞかすむつがろの野への萩盛りこや錦木の立てるなるらむ」の和歌であるが、次いで平安末から鎌倉へかけて詠まれた和歌に「エゾ」の語が用いられ、全時にエゾは千島に住むと詠まれているから千島は北海道であり、エゾはアイヌであるとする見解が正しいものと考え、この前後から北海道アイヌが中央の人人に知られるに至つたが、エミシとは異つた種族であるが故に別の稱呼を用い、エゾと呼んだのであつて、言語學者がエミシ↓エゾの轉訛は考えられないというのも故なしとしないと述べ、従つてエミシはアイヌとは思われないと云い、諏訪大明神繪詞に現れたエゾもこの北海道アイヌを指すものと斷ぜられたのである。ところが氏の引かれた第一の親隆朝臣の歌には明らかに「えぞかすむつがろの野邊の」とあつてエゾが津輕に住むことを傳え、袖中抄に載せた顯輔の「あさましや千島のえそか作るなるとつきの矢こそひまはもるなれ」の歌に對し、「顯昭云とつきのやとはおおくのえひすは鳥の羽のくきに附子といふ毒をぬりてよろひのあきをはかりていといへり附子矢のいふはこれなり」との注記があり、「みちのくのえそか千島の鷺の羽にたえなる法の文字もありけり」の歌も見られて陸奥と千島の區別は明瞭にされていなかつたことが窺われ、エゾが必ずしも北海道に限らず、全じ陸奥の一部であるつがるの住民でもあることを知ることが出来る。千島とは當時北邊の事情がやや明らかとなり、陸奥の北方にはなお多くの島々が存在すると都へ傳えられたために生れた名であろう。その中に北海道も勿論含まれていたであろうが、併し右の和歌からエミシとエゾを別種族と見なすべき何等の徵證をも見出すことは出来ない。諏訪大明神繪詞もエゾは蝦夷ケ千島に住むと記しながら、保曆間記や櫻雲記などにも見える安藤氏一族の津輕平野に於ける争亂と、エゾの主魁悪事高丸の物語を混同して居り、明瞭な地理的概念の下に記しているわけではなく、これらの事實は逆に平安朝以後の

人人が蝦夷ケ千島（北海道）の住民と、津輕のエミシとを全一視していた證據である。田名網氏は安藤太が蝦夷管領として蝦夷ケ千島を管領したと云い、わざわざ蝦夷管領の蝦夷を北海道と註記しているが、何故北海道と決し得るのか、明らかなる證據があるわけではない。その子孫が津輕で騒動を起したのであるから、安藤太も津輕のエゾを管領したと推定する方が妥當であろう。それ故、田名網氏が云われるように、エミシとエゾとがそれほど明瞭に區別されるべきものとは思われない。若し従來と異つた蠻族が知られたならば、それを證するに足るような文献が残りそうなものである。またそれほど峻別すべきものならば蝦夷の漢字が共通に用いられるのもおかしい。氏は後世南下したロシヤ人も「赤蝦夷」と呼ばれたというが、チャンと「赤」の字がつけられて區別されているし、「オロス」という名稱も使われているではないか。藤原氏が平泉を中心に安定勢力を確立して以來、東北地方は青森灣に至るまで一應纏つた政治的支配下に入つたらしい。頼朝は外ケ濱までともかくも支配し、吾妻鑑にこの地方の記事が散見している。このような時に當り、永い過去には姿を見せなかつたエゾ即ちアイヌが新たに内地に移住するに至つたことは、まことに理解に苦しむ現象と云わざるを得ない。鎌倉幕府は罪人を送つてこの地方の開発を企ていたのであり、往昔低級な文化の所有者であつたエミシが住み、無抵抗に等しかつた時代にはアイヌの來住することがなく、却つて日本人の開拓が積極化した際に移り來つたとは到底信ずることが出来ない。歴史的背景から推してこのような推論は入る餘地がないと云える。それ故エミシとエゾは相互に轉訛の餘地なき語であろうとも、漢字の蝦夷が共通に用いられているように、全一種族を指した稱呼と斷じて差支えないのである。即ちエミシとエゾが別の種族を指すことばであるとか、エゾは北海道のアイヌを指すものだとか解することは、青森縣下において發見されたアイヌ人骨が中世に初めて入つたものであることが確認されれば或

いは意義を生ずるかもしれないが、それを立證すべき何等の根據ともなり得ない。エミシもエゾも共に陸奥の國に住む蠻族であるとすれば両者が脉絡を持つと考へざるを得ないか。筆者は既に前稿において乏しい資料の中からエミシ・エゾ・アイヌを通じて見られる民族學的資料を摘出しておいたのであつた。即ち毒矢の如きは比較的特色ある習俗で、その有力なる證左の一つと云つてよい。その他の飲血の風や白鹿崇拜の如きも兩者の相似を示すものに外ならず、これに反して兩者を峻別すべき何等の徵證をも史料の上に見出し得ないから、後述する體質風貌の類似と相まつて、エミシとエゾの間に斷層はなく、同一の種族を指した異稱と見なすべきことが明らかであると云わざるを得ない。田名網氏が「少くともエミシ・エビスをアイヌとするためには、エミシ・エビスを對象としての人種論がなされなければならぬ。それを、中世以降明治に至るまでのエゾがアイヌであるから(このことには誤りはない)という理由で、エミシ・エビスをアイヌであると考えすることは、少くとも推論の上に論理的な誤りがあることは明らかである。」(「蝦夷」二六頁)と評されたのは單に老婆心にすぎないことが知られるのである。

更にアイヌが中世に津輕海峽を越えて本土に入つたのではないことを示す積極的な證據として内地に残されたアイヌ語の地名を擧げ得ると思う。金田一京助氏によると、^(註19)「ナイ」、「ベツ」、「ホロ」などを初めとしてアイヌ語としか思われぬ地名は青森縣を最多とし、秋田岩手兩縣を経て漸減しつつ福島縣に及んでいくという。しかも今日鐵道線路に添うた重要な地點に分布するものが少なくない。それらの肥沃な、重要交通線に當るような地帯に中世以降になつてから、どうしてアイヌが入り込み得たのであろうか。たとへば百歩を譲り、侵透し得たと假定しても、既にエミシ乃至は日本人が長年住み着いた土地であるからには、恐らく彼等の地名が存した筈であり、ことさらアイヌ語の地名が後世に残され

るに至つた理由を説明し難いであろう。しかも金田一氏の新しい論文によると、單に音の類似に止まらず、アイヌ語で解釋した場合、その土地の地形や特徴がアイヌ語の意味と適合する場合が一切ならず見出されるということである。すなわち豊間内（八戸附近）豊間根（陸中東岸）は「食土のある澤（トイオマナイ）」の意で附近にアイヌの食用とする白土を産し、羽井内（五戸附近）、昆内（羽前）はそれぞれ「麻の代用になる草の多い土地（ハイナイ）」「櫓の澤（コンナイ）」の意で、やはりその土地にはそれら草や木が今日も澤山生育しているという。吉里吉里（陸中大槌近傍）は「キリキリ」すなわち砂濱の意であると思われるが、この地は斷崖の連續する海岸のうちで、ここだけに砂濱が開けている由である。これらの諸例は單なる音韻の類似に止まらず、内容的に同一性が示されているから、牽強附會の説とは見做しがたく、確かにアイヌ語に基づく地名であることを容認する外はない。それ故、古くから居住したアイヌの祖先（エミシ）によつて残された地名が、その後次第次第に多くは日本名に代えられて行つたのであるが、偶然何等かの理由でそのままに残存したものが、今日我々の注意に上る特殊な地名であると斷じて差支えないと思う。田名網氏に云わせると「奥羽地方にはきわめて少ない」というが、少ないのが當然なのである。氏が壓到的に多いという北海道でさえ、若年の筆者が覺えて以來、多くのアイヌ語地名が日本化されたり、日本名に置きかえられて漸次減少しつつある事實を想起していただきたい。

更に田名網氏は宇鐵に幕末近くまで残存したアイヌを以て數十年前に渡來したものとする菊池山哉氏の説を信じ、繰返し強調して居られるが、この古川古松軒の東遊雜記などに見えた記述の疑わしいことは同書に「正徳年中に蝦夷十人許、漁船に乗りて津輕の地三馬屋の邊うてつという所に來り住し云々」とあるけれども、既に正徳年間より四十年ほど

前の寛文年間に宇鐵のエゾがシャムクシャインの亂に活躍している事實と相容れず、古松軒の無知を曝露したものに外ならないし、かの「御領分内狄之覺」などを見ると、津輕藩内のエゾは宇鐵のみならず、半島東海岸に沿うて十五村に分布し、津輕氏は支配を確立した直後には、しばしば夷人と戦い、狄掛さえ置いているのであるから、正徳中の來住など全く信じ難いことが明瞭である。これらのエゾは日本人の發展に壓せられ、わずかに懸崖による海邊に餘喘を保つたエミシの末裔と見るほかはないのである。

四、蝦夷の身體的特徴について

エミシの身體的特徴を窺うに足る文献としてはエミシの語に「毛人」の文字をあてた倭王武の上表文をはじめ景行紀二十七年二月條の武内宿彌の奏言、舊唐書東夷傳、或いは性靈集所收の空海の詩などを擧げることが出來、小野毛人、佐伯今毛人の如き人名も「毛人」をエミシと讀んでいる。すなわち毛人はエミシの多毛を指した身體的特徴に基く稱呼と解することが出來る。しかも時代はやや下るが、新唐書東夷傳には齊明紀に見えた唐天子に陸奥蝦夷が謁見した狀景を述べるに當り、「蝦夷使者須長四尺許」と記し、宋史外國傳に「身面皆有毛」といい、諏訪大明神繪詞、氏郷記などの記述はいづれも身體的特徴として多毛な事實を特記している。これらの諸文献の示す處は、エミシもエゾも共に著しく毛深い點が特徴であり、日本人の側において特にその點が注意をひき、異種族として取扱う重要な據りどころとされていたことを明示するものである。云うまでもなく、その特徴は今日のアイヌと同一であり、エゾがアイヌを指すことは前述したように明白な事實であるから、エミシもアイヌの祖先と見なすことは當然の論理的歸結であると思われる。

更に性靈集が「老鷗目」と賦して眼のくぼんだ特徴まで擧げている以上、これを疑うことは困難である。ところが非アイヌ説を奉ずる人々は、この明瞭且つ一點の無理もない推論になお疑いを挟んでいるのは驚くべきことと云わねばならない。その例を擧げれば長谷部言人氏は菊地山哉氏(註36)の説に従い、「毛は毛を意味する外に、獸、草木、桑麻五穀などを指すから、沃壤な土地の人の意とも解される」といい、「多毛人の意味で毛人と呼んだ根據があるのか了解に苦しむ」と云われ、田名網氏(註37)は毛人をもつて單に邊境の蠻民と解し、「多毛な種族でなくとも、一般に野蠻な自然人は洗練されず、毛むくぢやらでいかにも薄ぎたない感じのものであつたから……」と述べ、毛人が多毛人であるならば性靈集の「毛人羽人接境界」とあるのは多毛人と羽の生えた人間でなければならぬといい、同じく性靈集の「老鷗目」には解釋に窮して、エミシをアイヌとする文献史料の中では最も有力なものであろう、といい乍ら、この詩が弘仁六年につくれ、すでに爾薩體の線まで征夷の軍が進んだ後であるから、奥羽北端のアイヌを指すものとも考えられないことはないとなし、これを以てエミシがすべてアイヌとは云えないと苦しい辯明を試みている。また伊吉連博徳が唐に伴つた蝦夷について唐の天子が「朕見蝦夷身面之異。極理奇怪。」と云つたのもエミシの中で最も怪異な者を伴つたからで、アイヌでなくとも顔貌の奇怪なものがあつたらうと疑い、長谷部氏は「この蝦夷をもつて北海道のアイヌである。」と解された。筆者はこれらの諸説について今更一々反駁を加える要を認めない。「陸奥の蝦夷」と記されたものを北海道のアイヌだと解したり、詩に現われた「羽人」をもつて、現實に羽の生えた人間として受取らねばならぬ理由を見出し得ないからである。「羽人」は毛深いことの文學的表現と解して差支えないではないか。毛人の毛を土毛と解して記録の意味が通ずるであらうか。毛人と記されるのに最もよく適合した多毛を特徴とするアイヌがあり、そのアイヌの別の著しい

特徴がくぼんだ目であるのに、異つた解釋を持ち出そうとするのは、エミシはアイヌに非ずとする先入觀のなせるわざにすぎない。エミシの身體的特徴についても、反證を擧げ得る文献の記載を全く見出し得ないことは、エミシ、エゾ、アイヌの三者が全一の身體的特徴を有していたことを示すものに外ならない。

そこで體質人類學の上からも當然これと全一の結果が導かれて然るべき筈である。鈴木尙氏により近世アイヌの骨骼が下北半島や八戸市附近から見出され、内地のエゾがアイヌであることが確證されたと云われるが、鈴木氏をはじめ人類學者はエミシをアイヌと認めることには反對である。その論據は石器時代人の遺骨が示す諸特徴がアイヌとは異り、むしろ日本人に近い點にあるらしい。筆者には果してそれが事實であるか否かについて、人類學上からこれを批判することは出来ないけれども、なお疑念をいだかざるを得ないものがある。考古學の研究において今日の通説がなお當時の眞相と相距ること遠きものがあるらしいのと全様に、人類學の研究にもまた今日全幅の信頼をおき難い點が存するように思われる。すなわち、前稿執筆後公にされた鈴木尙氏の研究によると人骨(註2)の示す諸特徴は環境や生活の變化に伴つて變異するという。鎌倉時代以後日本人の頭骨は長頭から短頭へと變化し、鼻の形も次第に高くなつて居り、その變化はなお繼續しつつあるらしい。若しこの説が正しいとすれば、今日の日本人の骨骼と石器時代人の遺骨とを比較することが全く無意味となるのではなからうか。年と共に骨骼に變化が起るとすれば、遙かに長年月を隔てた骨骼の比較はその間における變化の過程を辿り得ない限り、何等の意味をも有しないことが明らかである。即ちエミシの骨と、當時の日本人の骨とを比較して論證すべきであつて、今日の日本人と比較すべきではない。今日の日本人の骨と奈良朝乃至平安朝初期の日本人の骨とが全一特徴を持つか否か、確證がないからである。しかも研究の對象とされた人骨は兩者ともに

實例が乏しく、統計學の上からは甚だ不安定な結果しか導き得ない程度のものである。また今日までの研究の對象となつた石器時代の人骨も地域的に見ると各地方を網羅して居らず、年代的に見てもその量に偏りが見られ、長年月に亘る石器時代に於ける時間的、空間的の何れに於いても、そこに變差があつたか否かが確實に示されてはいないと思ふ。すなわち石器時代人の身體的特徴が全般的に明らかにされているとは云い難いではなからうか。龜ヶ岡式文化人の遺骨の如きも、それほど多量に集められているわけではなく、彼等の身體的特徴が統計學的にも確實な程度まで確認されていないのではあるまいか。それ故、若し體質人類學上から誤りなき結果を求めんとするならば、現在から近世、中世、古代、古墳時代、更に彌生文化、繩文文化の各々細分された各時期に亘り、且つ地域別の人骨を多數拾集すると共に、アイヌの側に於いても全様各時代の遺骨を多量に拾集し、嚴密詳細な研究を加え、初めて正確を期し得るのであり、その結果導かれた結論に非ざれば、これを信用することが困難であろうと考ふる。同時に橋本増吉氏が既に注意されたように、軟部の差異も人種の異同を定める上に大きな役割を果すものである點も無視出来ない。しかし筆者は骨格の研究によつても正確な結果を導くことが不可能ではなからうと考へ、人種の決定は文献や考古學より一層適確に體質人類學によつて明らかにさるべきものと信ずるが故に、一層精緻な研究の進展を期待すると共に、現在の段階においては遺憾ながら骨格の研究に重大な不備のある點を指摘せざるを得ないのである。それ故筆者はことさら迂遠な道をとる今日においては、なお文献の示す身體的特徴を以て、唯一の確實な資料と見なし、その結果エミシ、エゾ、アイヌの三者が同一の種族に屬し、更に文化階梯の同似と遺蹟遺物の示す所により、これが石器時代の龜ヶ岡式文化人の後裔と見なすべきことを主張するのである。

結 語

右に縷述した通り、最近五年間に現われた異説を慎重に検討した結果は、殆んど前稿に變改を加える必要のないことが明らかとなつた。ここでは若干の反駁を加えたほかは、さきの足らざる點を補つたにすぎない。ただ筆者の特に注意を喚起したい點は次の二項に關してである。

(1) 現状においては文献を最も重視すべきものと考えるが、これまで利用し得た全史料を通じて到達したところでは個々の古記録の解釋には、よし若干の無理があろうとも、大なる矛盾を見ることなく、首尾一貫して圓滑に一つの結論に到着し得るものであること。

(2) 右の結論を導く根底には常に二つ又はそれ以上の異つた文化の同時存在を認める考え方が堅持されていること。すなわち繩文文化と古墳乃至は土師器の文化が並存し得るし、大和朝廷側と倭囚と「生蕃」の文化がそれごとく全時に並び存し得るのであつて、時の流れはその並立状態を解消し去ることなく、ただ場所を次第に北方へ移したにすぎなかつたと解するのである。

筆者の所論は(2)の考えを基礎として組成されたものと云つてよく、それ故に個々の問題、一々の史料に對する別途の解釋を準備することは意味がない。私は改めてこの點に對する嚴正な批判を仰ぎたいと思ふのである。

(一九五六、九、二三)

(註1) 前稿に引用した文献、又は特に必要と認めない文献については煩を避けて原文の引用を省略した場合が多い。

(2) 豊前國倭囚吉彌侯部衣良由輸酒食百姓三百六十人。豊後國倭囚吉彌侯部良佐閑。輸稻九百六十四束。資百姓三百廿七人。衣良再び蝦夷について(清水潤三)

(三三五) 一〇七

由敍少初位下。良佐閑敍從六位上。

(3) 筑後國夷第五等都利別公阿比登敍從八位上。輸私稻資弊民也。

(4) 前出(本文中)

(5) 常陸國云。依去年十月格。須經六年已上夷俘口分田收其租。而夷俘等雖霑厚恩。未免貧乏。伏望暫免田租。以優夷狄者。許之。

(6) 本文に前出

(7) 註5 參照

(8) 本文中前出

(9) 伊東信雄「考古學上から見た東北古代文化」、古田良一博士還曆記念會編「東北史の新研究」所收

(10) 註9 伊東氏論文及び齋藤忠「北日本の古代文化」古代學二―二、或いは伊東信雄「東北地方に於ける石製模造品の分布とその意義」歴史第六輯、參照

(11) 註10に同じ

(12) 註10に同じ

(13) この疑問については清水潤三「日吉普通部校庭における土師出土堅穴の調査」史學二八―三・四にやや詳しく論じてある。

(14) 金田一京助「アイヌの研究」

(15) 大山梓「中世蝦夷」下野史學五、その他同氏の「古代蝦夷」下野史學二、「諏訪縁起の蝦夷知識」陸奥史談二三、「東北地方と蝦夷」陸奥史談二四、をも參照のこと

(16) 田名網宏「古代蝦夷とアイヌ」古代史談話會編「蝦夷」所收

(17) 鈴木尙「本州北端に於ける近世アイヌの痕跡について」人類學雜誌六二―一

(18) 吾妻鑑の關係記事については註15 大山氏の諸論文參照

(19) 金田一京助「えみしの國」國學院雜誌五二―一

(20) 長谷部言人「蝦夷」日本民族(日本人類學會編、岩波書店刊)所收

(21) 註16の「古代蝦夷とアイヌ」四〇頁以降

(22) 西岡秀雄氏の示教などによる。